

説明のため出席を求めた者の職・氏名一覧表

(条例第14条)
警察常任委員会

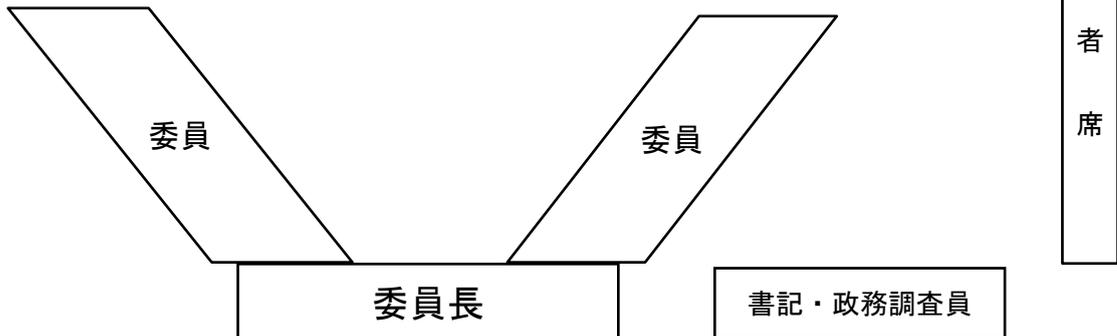
警 察 本 部 長	きり はら 桐 原	こ う き 弘 毅
総 務 部 長	み き 三 木	ま さ お 正 夫
警 務 部 長	そ ね 曾 根	あ き ふ み 明 文
刑 事 部 長	や の 矢 野	こ う じ 浩 司
生 活 安 全 部 長	み や ね 宮 根	ま さ の り 正 憲
地 域 部 長	や す だ 保 田	た い ぞ う 泰 三
交 通 部 長	す ま だ 角 田	ま さ ふ み 正 文
警 備 部 長	お お が き 大 垣	ひ ろ し 博 資
首 席 監 察 官	な ん ば 難 波	ひ ろ あ き 宏 明
サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長	い か わ 井 川	か ず お 和 夫
警 務 課 長	さ わ だ 澤 田	よ し お 義 雄
地 域 企 画 課 長	お か む ら 岡 村	よ し ふ み 好 文

警察常任委員会 座席表

R4.12.16

3号館6階 第3委員会室

地域企画課長 おかむら よしふみ 岡村 好文	首席監察官 なんば ひろあき 難波 宏明	CSISセンター長 いかわ かずお 井川 和夫	警務課長 さわだ よしお 澤田 義雄	警備部長 おおがき ひろし 大垣 博資	交通部長 すまだ まさふみ 角田 正文	生活安全部長 みやね まさのり 宮根 正憲	地域部長 やすだ たいぞう 保田 泰三	警務部長 そね あきふみ 曾根 明文	警察本部長 きりはら こうき 桐原 弘毅	総務部長 みき まさお 三木 正夫	刑事部長 やの こうじ 矢野 浩司
------------------------------	----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------------------	---------------------------	--------------------------	----------------------------	-------------------------	-------------------------



警察常任委員会資料
令和4年12月16日

住民に身近な地域警察活動の推進について



警 察 本 部

目 次

第1	地域警察部門の体制等	5
第2	基本活動	5
1	警ら（パトロール）	5
2	立番・警戒	6
3	巡回連絡	6
第3	交番等の機能強化	6
1	交番等の安全対策	6
2	交番のネットワーク化	6
3	地域住民のための活動体制の充実強化	7
(1)	交番相談員の活用	7
(2)	レディースサポート交番の運用	7
第4	体感治安を高める活動の推進	7
1	地域住民の視点に立った安全・安心活動の推進	7
(1)	意見・要望の把握	7
(2)	情報発信活動	7
(3)	問題解決活動	8
2	子供の安全を確保するための対策の推進	8
3	海域等における水難事故等の防止対策の推進	8
第5	精強な地域警察官の育成	8
1	現場執行力の強化	8
(1)	指導員による同乗指導	8
(2)	スキルアップセンターでの教養	9
(3)	現場対応力強化訓練の実施	9
ア	実戦的訓練	9
イ	警ら用二輪車総合訓練	9
(4)	女性地域警察官の執行力強化	9
2	地域警察官に対する巡回指導	9
第6	初動警察活動の推進	10
1	110番通報の受理状況等	10
(1)	110番通報	10
(2)	110番通報の適切な利用促進	10
2	110番通報への対応	10
(1)	迅速的確な初動警察活動	10
(2)	携帯型端末を活用した初動警察活動	11
(3)	110番映像通報システム	11
(4)	無線通話技能の向上	11

3	緊急事案への対応	11
(1)	緊急配備の発令	11
(2)	非常通報装置の設置	12
(3)	緊急配備訓練の実施	12
4	子供・女性等に対する事案への対応	12
(1)	学校緊急通報制度	12
(2)	県警ホットライン	13
(3)	110番通報登録制度	13
第7	雑踏事故防止対策の推進	13
1	雑踏警備の実施状況	13
2	雑踏事故防止対策	14
(1)	雑踏事故防止教養の推進	14
(2)	現場指導の強化	14
(3)	雑踏警備用資機材の活用	14
第8	本部執行隊の活動	15
1	第一・第二機動パトロール隊の活動	15
(1)	機動力を生かした広域的なパトロール	15
(2)	緊急自動車運転訓練の実施	15
(3)	広域多機能部隊の活動	15
2	鉄道警察隊の活動	16
(1)	鉄道施設における安全対策の推進	16
(2)	痴漢等犯罪防止対策の推進	16
(3)	鉄道事業者との連携	16

第1 地域警察部門の体制等

区 分	地域警察官	交 番	駐在所	パトカー	ミニパト	船 舶	交番相談員
配 置 数	4,524	426	272	151	384	6	424
全国順位	5位	4位	2位	—	—	7位	3位



【東灘警察署 青木駅前交番】



【洲本警察署 大野駐在所】



【警ら用無線自動車（パトカー）】



【警察用船舶 おおわだ】

第2 基本活動

1 警ら（パトロール）

事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握等を行っている。



【警ら（パトロール）】

2 ^{りつばん}立番・警戒

交番の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や事件事故が多発している場所において、一定の時間警戒する駐留警戒等を行っている。



【立 番】

3 巡回連絡

担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、実態把握と併せ犯罪や事故の防止等、安全で平穏な生活を確保するための情報を発信するとともに、住民からの意見・要望等の聴取を行っている。



【巡回連絡】

第3 交番等の機能強化

1 交番等の安全対策

交番等勤務員に対する襲撃事件の発生等を受け、複数勤務体制の推進、実戦的な訓練の実施に加え、防犯カメラの設置等、交番等のセキュリティを強化するなど、交番等の安全確保に向けた取組を推進している。



【防犯カメラ】

2 交番のネットワーク化

交番ネットワーク化事業を推進中であり、現在、拠点交番を中心とする325交番等がネットワーク化されている。

3 地域住民のための活動体制の充実強化

(1) 交番相談員の活用

地域住民の「いつも交番にいてほしい。」というニーズに応えるため、交番に警察OBの交番相談員を配置し、立番や地理案内のほか、遺失・拾得届、各種相談の受理などに当たっている。



【交番相談員による届出受理】

(2) レディースサポート交番の運用

県下の27交番を「レディースサポート交番」に指定し、女性警察官を配置して、ストーカー、DV、痴漢等、女性が相談しやすい環境づくりに努めている。



【女性警察官による相談受理】

第4 体感治安を高める活動の推進

1 地域住民の視点に立った安全・安心活動の推進

(1) 意見・要望の把握

巡回連絡、自治会役員や防犯ボランティア宅等への立寄り、関係機関等との各種会合に出席するなどして、地域住民の意見・要望を把握している。

(2) 情報発信活動

事件事故の発生状況や防犯対策などの身近な情報を「交番だより」、「交番速報」等により地域住民に発信している。また、深夜帯の警ら時や留守家庭を訪問した際には、防犯上の注意事項などを記載した「パトロールカード」を配付して、安心感の醸成に努めている。



【交番だより】



【パトロールカード】

(3) 問題解決活動

少年い集等の身近な問題や交通マナーの啓発活動等、住民の体感治安を確保するため、地域ふれあいの会等とも協働した、住民目線の活動を展開している。



【地域ふれあいの会との活動】

2 子供の安全を確保するための対策の推進

通学路等における子供の安全を確保するため、関係機関・団体と連携した見守り活動や登下校時間帯における重点的なパトロールを行っている。



【通学路における交通立番】

3 海域等における水難事故等の防止対策の推進

マリンレジャーによる水難事故等を防止するため、海水浴場等において、関係機関や民間団体と連携した合同パトロールを実施するなど、水上オートバイ等プレジャーボートの安全利用を促す活動を推進している。



【関係機関との合同パトロール】

第5 精強な地域警察官の育成

1 現場執行力の強化

(1) 指導員による同乗指導

地域企画課、第一・第二機動パトロール隊及び警察署の職務質問技能指導員による同行指導やパトカーによる同乗指導を通じ、職務質問要領等を実戦形式で教養し、職務質問技能の向上に努めている。



【指導員による同乗指導】

(2) スキルアップセンターでの教養

警察本部のスキルアップセンターにおいて「職務質問実施要領」「通信指令、無線通話要領」「交番勤務の基本」等の実務能力の向上を図るための教養を行っている。



【職務質問についての教養】

(3) 現場対応力強化訓練の実施

ア 実戦的訓練

交番等勤務員に対する襲撃事案等を想定し、無線機の緊急信号発信訓練や実戦的な逮捕術訓練を行い、現場対応力の強化を図っている。



【交番における実戦的訓練】

イ 警ら用二輪車総合訓練

兵庫県警察緊急自動車総合訓練センターにおいて、地域企画課の訓練指導者等による指導の下、二輪訓練を実施し、地域警察官の運転技能の向上や交通事故防止を図っている。



【警ら用二輪車総合訓練】

(4) 女性地域警察官の執行力強化

女性地域警察官の職務質問技能や運転技能の向上を図るため、女性に特化したパトカーの運転訓練や同乗指導を行っている。



【パトカーの運転訓練】

2 地域警察官に対する巡回指導

現場指導を担当する指導育成室員が交番及び駐在所を巡回し、活動状況の確認と併せて、実戦的な指導教養を行うとともに、駐在所夫人への助言や激励なども行っている。

第6 初動警察活動の推進

1 110番通報の受理状況等

(1) 110番通報

令和4年10月末の110番通報受理件数は402,516件で、1日平均1,324件、約65秒に1件の通報を受理している。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が約74%を占めている。

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和3年 10月末	令和4年 10月末
兵庫県	有効件数	402,825	414,429	405,458	374,468	375,547	308,911	329,199
	非有効件数	72,850	60,355	67,395	64,689	61,253	50,478	73,317
全国有効件数		9,014,918	9,159,177	9,095,440	8,398,699	8,669,245		

(2) 110番通報の適切な利用促進

毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報の適切な利用の促進を図るとともに、緊急の対応を必要としない相談、要望、問い合わせなどについては、警察相談専用電話「#9110」や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。



【110番の日のキャンペーン】

2 110番通報への対応

(1) 迅速的確な初動警察活動

通信指令室では、交通事故や盗難被害をはじめとする様々な110番通報を受理している。重要事件や人身の安全に関わる事案には事件現場直近のパトカーを急行させるなど、迅速的確な指令を行っている。



【通信指令室】

(2) 携帯型端末を活用した初動警察活動

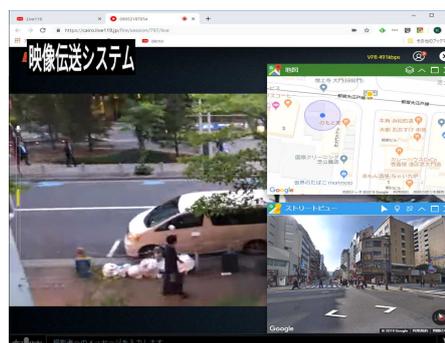
通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像等の情報を組織的に共有するため、スマートフォン型データ端末を導入し、的確な初動警察活動に活用している。



【スマートフォン型データ端末】

(3) 110番映像通報システム

110番通報に併せて、通報者のスマートフォンのビデオ通話機能を活用し、現場の映像をリアルタイムに把握することにより、迅速的確な初動警察活動に役立っている。



【通報者が撮影した映像】

(4) 無線通話技能の向上

スキルアップセンターのほか、Web会議システムを使用した無線機による現場報告要領や通話技術等についての個別指導を行うことにより、無線通話技能の向上を図っている。

また、令和4年8月30日から9月1日までの3日間通信指令競技大会を開催した。



【通信指令競技大会】

3 緊急事案への対応

(1) 緊急配備の発令

重要凶悪事件及びそれに発展するおそれのある事案には緊急配備を発令し、警察官を大量動員して、組織的な初動警察活動を展開し、犯人の早期検挙に努めている。

	発令件数	検挙解決率	
		検挙解決件数	
令和4年10月末	195件	66件	33.8%
令和3年10月末	310件	127件	41.0%
増減	-115件	-61件	-7.2P

【緊急配備発令状況】

(2) 非常通報装置の設置

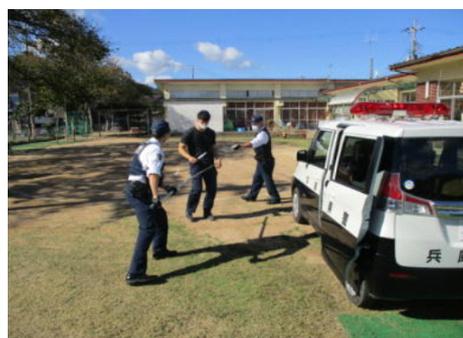
非常通報装置は、あらかじめ金融機関等に設置した非常ボタンを押下することにより、事件が発生したことを通信指令室に通報できる装置で、強盗事件等に対して迅速に対応するため、県下の金融機関等約2,400箇所を設置されている。

		通報件数
令和4年10月末		13件
令和3年10月末		17件
増	減	-4件

【通報件数】

(3) 緊急配備訓練の実施

本部関係課及び警察署において、金融機関、学校、自治体等と連携し、重要凶悪事件の発生及びその際の対応要領を想定した実戦的訓練を計画・実施している。



【緊急配備訓練】

4 子供・女性等に対する事案への対応

(1) 学校緊急通報制度

学校緊急通報制度は、児童、生徒及び学校の安全を脅かす刃物所持事案や不審者徘徊事案等の110番通報を受理

		通報件数
令和4年10月末		38件
令和3年10月末		38件
増	減	±0件

【通報件数】

した場合に、通信指令室から発生現場の最寄りの学校に事案概要を情報提供する制度で、速やかに学校側へ注意喚起をすることにより、児童等の安全確保を図っている。

(2) 県警ホットライン

県警ホットラインは、学校内等で事件が発生した場合に、ワンタッチで通信指令室に通報することのできるシステムで、不審者の侵入事案等に迅速に対応するため、現在、県下の幼稚園・小中学校等約4,100箇所に設置されている。

また、県警ホットラインを使用した訓練を幼稚園・小中学校等で実施し、事案発生時における的確な対応要領について指導を行っている。

		通報件数
令和4年10月末		48件
令和3年10月末		64件
増	減	-16件

【通報件数】



【県警ホットライン】

(3) 110番通報登録制度

110番通報登録制度は、ストーカー、DV等、身体犯の被害に遭うおそれのある者等の要望等に基づき、情報をあらかじめ通信指令システムに登録する

制度で、登録者から110番通報を受けた場合に、登録者の安全確保を最優先とした対応ができるよう、約2,400件の登録者情報を通信指令システムに登録している。

		通報件数
令和4年10月末		182件
令和3年10月末		141件
増	減	+41件

【通報件数】

第7 雑踏事故防止対策の推進

1 雑踏警備の実施状況

多数の者が参集するイベント等に対しては、雑踏警備を実施して、雑踏事故防止対策を推進している。

		実施件数
令和4年10月末		166件
令和3年10月末		88件
増	減	+78件

【雑踏警備実施件数】

2 雑踏事故防止対策

地域企画課内に警視を長とする「雑踏警備対策室」を設置して、雑踏警備に関する総合的な施策を推進している。

(1) 雑踏事故防止教養の推進

平成13年に発生した明石歩道橋事故から21年が経過し、事故以降に採用された警察官が全体の半数以上を占めている。

そこで、事故の反省教訓を風化させることなく伝承するため、雑踏警備実施主任者を始めとする警察署の警察官を対象に、視覚に訴える教材の活用や現場活動時において状況に即した指導教養を行うなど、知識・技能の向上に努めている。



【警察署に対する巡回教養】



【警察署でのパネル資料展示】

(2) 現場指導の強化

雑踏警備対策室では、県下で行われる大規模祭礼行事等について、主催者及び警察署との事前協議や実地踏査において指導・助言を行うとともに、警備当日に同室員を現場に派遣して支援を行うなど、雑踏事故防止に努めている。



【合同実地踏査】

(3) 雑踏警備用資機材の活用

雑踏警備現場において、雑踏警備広報車を始めとする装備資機材を活用し、広報、整理、誘導等を行うことにより、雑踏事故防止対策を推進している。



【雑踏警備広報車による広報】

第8 本部執行隊の活動

1 第一・第二機動パトロール隊の活動

(1) 機動力を生かした広域的なパトロール

県下全域における各種警察事象に迅速かつ的確に対応するため、昨春の組織整備により、神戸、阪神、淡路方面を担当する第一機動パトロール隊及び東・西播、但馬方面を担当する第二機動パトロール隊を設置して、110番通報への迅速な対応や職務質問による各種犯罪の抑止検挙に当たっている。



【警ら中のパトカー】

(2) 緊急自動車運転訓練の実施

兵庫県警察緊急自動車総合訓練センターにおいて、第一機動パトロール隊員が指導員となり、緊急自動車の特性等について指導教養を行うとともに、緊急走行を始めとした運転技能の向上に努めている。



【機動パトロール隊員による運転訓練】

(3) 広域多機能部隊の活動

第二機動パトロール隊に広域多機能部隊を配置し、警察署再編地域及びその周辺地域における事件、事故等に対する事案対処能力の向上と地域住民に安心感を与える活動を推進するとともに、災害地域支援チーム（DCST）として、被災地または被災が予想される地域を管轄する警察署の支援も行っている。



【災害発生時の初動対応】

2 鉄道警察隊の活動

(1) 鉄道施設における安全対策の推進

鉄道利用者の安全安心を守るため、鉄道施設におけるパトロールや列車警乗による痴漢等各種犯罪の抑止検挙活動を行っている。

また、各鉄道事業者と連携して、鉄道施設における脱線事故や持凶器殺傷事件等を想定した実践的な訓練を行い、現場対応能力の強化を図っている。



【凶悪事件を想定した訓練】

(2) 痴漢等犯罪防止対策の推進

J R神戸駅に「痴漢等被害相談所」を設置して、相談者の心情に配慮した相談業務を行うとともに、列車警乗や駅構内のパトロールを強化するなど、鉄道利用者の不安を取り除く活動を推進している。

近畿二府四県の鉄道警察隊及びバンダイナムコエンターテインメントと協働し、痴漢等の犯罪撲滅を目的としたポスターを作成した。

県内に所在する全ての鉄道事業者に配付し、鉄道施設等に掲示することで鉄道利用者の犯罪撲滅に対する意識向上に努めている。



【痴漢撲滅のポスター】

(3) 鉄道事業者との連携

J R等の鉄道事業者と警察で構成する「兵庫県鉄道事業者・警察連絡協議会」等を開催し、安全対策に関する情報交換を行うとともに、駅施設等での「痴漢撲滅」に向けたアナウンスの放送依頼や、事件事故等発生時の警察への通報、各種事件情報の共有等について申し入れるなど、鉄道事業者との連携を強化している。